

北里大学保健衛生専門学院学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学院は、北里大学建学の精神及び生命科学領域の教育研究に則り、学校教育法並びに臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、栄養士法及び保健師助産師看護師法に基づき、それぞれ臨床検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、看護師、保健師に関する専門教育を行い、必要な知識技術を教授するとともに、豊かな教養と人格を育み、科学技術の発達と文化の向上及び地域の健康と福祉の増進に寄与する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学院は、北里大学保健衛生専門学院と称する。

(位置)

第3条 本学院の位置は、新潟県南魚沼市黒土新田 500 番とする。

第2章 課程、学科、収容定員及び学級数

(課程、学科、収容定員及び学級数)

第4条 本学院の課程、学科、収容定員及び学級数は、次のとおりとする。

課 程	学 科	収容定員		学級数
		入学定員	総定員	
医療専門課程	臨床検査技師養成科 3年課程（昼間）		160 人	各学年 2 学級 計 4 学級
	臨床工学専攻科 1年課程（昼間）	30 人	30 人	1 学年 1 学級 計 1 学級
栄養専門課程	管理栄養科 4年課程（昼間）		240 人	各学年 2 学級 計 6 学級
看護専門課程	保健看護科 4年課程（昼間） （統合カリキュラム）		240 人	各学年 2 学級 計 6 学級
	計	30 人	670 人	17 学級

第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学院の臨床検査技師養成科の修業年限は3年、臨床工学専攻科の修業年限は1年、管理栄養科、保健看護科の修業年限は4年とする。

2 卒業までの在学年限は、前項に規定する修業年限の2倍を超えることができない。た

だし、転入学、編入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができないものとする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期は、学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 開校記念日(4月20日)

(4) 北里研究所創立記念日(11月5日)

(5) 夏期休業日(7月28日から8月31日まで)

(6) 冬期休業日(12月23日から1月5日まで)

(7) 春期休業日(3月11日から4月1日まで)

2 前項の規定にかかわらず、学院長が必要と認めたときは、休業日の変更若しくは臨時の休業、又は休業日に授業などを行うことができる。

第4章 授業科目及び単位数等

(授業科目及び単位数等)

第9条 臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数は別表(1)、臨床工学専攻科の授業科目及び単位数は別表(2)、管理栄養科の授業科目及び単位数は別表(3)、保健看護科の授業科目及び単位数は別表(4)のとおりとする。

2 卒業までに履修させる単位数は、臨床検査技師養成科にあつては108単位以上、臨床工学専攻科にあつては91単位以上、管理栄養科にあつては148単位以上、保健看護科にあつては133単位以上とする。

3 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 臨床検査技師養成科にあつては、講義及び演習については15時間から30時間を1単位、実験、実習、実技及び臨地実習については30時間から45時間を1単位とする。

(2) 管理栄養科にあつては、講義及び演習については15時間から30時間を1単位、実験、実習及び実技については45時間を1単位、臨地実習については1単位45時間とする。

(3) 保健看護科にあつては、講義及び演習については15時間から30時間を1単位、実

験、実習（臨地実習含む）及び実技については 30 時間から 45 時間を 1 単位とする。
（4） 臨床工学専攻科にあつては、講義及び演習については 15 時間から 30 時間を 1 単位、実験、実習（臨床実習含む）及び実技については 30 時間から 45 時間を 1 単位とする。

- 4 授業科目の履修に当たって、先修科目が定められている場合は、その履修及び単位を修得していなければならない。

第 5 章 学習評価

（学習評価）

第 10 条 学習の評価は、講義については試験により、実習については試験又は実習報告及び平素の成績による。

- 2 試験は、前期試験及び後期試験に分ける。ただし、特別の理由により、他の時期に試験を実施することがある。
- 3 所定の授業科目を履修し、その試験に合格した者に対して、単位認定会議の議を経て、当該科目の単位を授与する。
- 4 評価は、優・良・可・不可の 4 種とし、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。
- 5 学習評価に関する細則は、別に定める。

第 6 章 卒業

（卒業の要件及び称号の授与）

第 11 条 学院長は、臨床検査技師養成科に 3 年、臨床工学専攻科に 1 年、管理栄養科及び保健看護科に 4 年（転入学、編入学、再入学の場合は在学すべき年数）以上在学し、第 9 条に規定する授業科目及び単位数を修得した者について、卒業認定会議の議を経て、卒業を認定する。

- 2 学院長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。
- 3 第 1 項の規定により、医療専門課程臨床検査技師養成科を修了した者には専門士（医療専門課程）、栄養専門課程管理栄養科を修了した者には高度専門士（栄養専門課程）、看護専門課程保健看護科を修了した者には高度専門士（看護専門課程）の称号を授与する。

第 7 章 入学・転学・休学・復学・転入学・編入学・再入学・退学・除籍

（入学の時期）

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。

（入学の資格）

第 13 条 本学院の臨床検査技師養成科、管理栄養科及び保健看護科の第 1 学年に入学できる者は、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号。以下同じ。）第 90 条の規定

に該当する者とし、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者）
- (3) 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者で、学校教育法施行規則第 150 条に規定する次のもの
 - ア 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - エ 文部科学大臣の指定した者
 - オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (4) 本学院において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

- 2 本学院の臨床工学専攻科に入学できる者は、臨床工学技士法第 14 条第 2 号「学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生労働省令で規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において 2 年（高等専門学校にあっては 5 年）以上修業し、かつ厚生労働大臣の指定する科目を修めた者」に該当する者とする。

（入学の出願、選考、手続及び許可）

第 14 条 入学者の選考は、入学試験により行う。

- 2 本学院に入学を志願する者は、所定の出願書類に入学検定料を添えて願い出て、前項の選考を受けなければならない。
- 3 前項の選考に合格した者は、指定された期日までに第 25 条に規定する入学金、授業料、施設設備費（以下「学費」という。）に所定の書類を添えて入学手続きを完了しなければならない。
- 4 学院長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。
- 5 前各項の規定は、転入学、編入学、再入学の場合にも適用する。
- 6 入学試験に関する細則は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第 15 条 本学院に入学する前の既修得単位については、次の場合に限り、教育上有益と認められるときは、本人からの申請に基づき、単位認定会議の議を経て、本学院における修得単位として認めることがある。

(1) 臨床検査技師養成科

大学、短期大学並びに高等専門学校及び他の医療関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成所において、既に取得した科目の内容が本学院臨床検査技師養成科の開設科目の内容・単位と合致している場合

(2) 管理栄養科

大学、短期大学並びに高等専門学校及び他の医療・栄養関係職種の養成を行う施設として文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した養成所において、既に取得した科目の内容が本学院管理栄養科の開設科目の内容・単位と合致している場合

(3) 保健看護科

ア 大学、短期大学若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士の資格に係る学校若しくは養成所において、既に取得した科目の内容が本学院保健看護科の開設科目の内容・単位と合致している場合。ただし、本学院における修得単位として認める単位数は、総取得単位数の2分の1以内とする。

イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に規定する基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表4に規定する「人間と社会」の領域に限り、既に修得した科目の内容が、本学院保健看護科の開設科目の内容・単位と合致している場合

(4) 臨床工学専攻科

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則第14条に規定する学校、文教研修施設又は養成所において既に履修した科目の内容が本学院臨床工学専攻科の開設科目の内容・単位と合致している場合

2 入学前の既修得単位の認定については、別に定める学習評価に関する細則による。

(転学)

第16条 本学院から他の学校へ転学を希望する者は、所定の様式にその事由を具して学院長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 転学に関する細則は、別に定める。

(休学)

第17条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き6か月以上就学することができない者で休学しようとする者は、所定の様式にその事由を具して、保証人連署の上、学院長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学することができる。

3 休学の通算年数は、第5条第1項に規定する修業年限の範囲内とする。

4 休学の期間は、在学の期間に算入しない。

5 休学に関する細則は、別に定める。

(復学)

第18条 休学者が復学しようとするときは、所定の様式に保証人連署の上、学院長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 復学する者は、学年の初めでなければ復学することができない。

3 復学に関する細則は、別に定める。

(転入学)

第19条 臨床検査技師等に関する法律第15条の規定、栄養士法第2条の規定及び保健師助産師看護師法第21条第2号の規定により指定を受けた学校（学校教育法第1条に規定する大学、短期大学若しくは高等専門学校を除く。）又は養成所において1年の課程を修了した者で、本学院に転入学を志望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、同一課程への入学を許可することがある。

2 転入学に関する細則は、別に定める。

(編入学)

第20条 本学院に編入学を志望する者があるときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定は、管理栄養科に適用する。

3 編入学に関する細則は、別に定める。

(再入学)

第21条 本学院を退学した者又は除籍された者（第23条第3号乃至第6号の除籍者及び第29条の懲戒退学者を除く。）が、同一学科に2年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、相当年次への入学を許可することがある。

2 再入学に関する細則は、別に定める。

(退学)

第22条 学生が、やむを得ない事由により退学しようとするときは、詳細な理由書を添えて、所定の様式により、保証人連署の上、学院長に願い出て許可を受けなければならない。

2 退学に関する細則は、別に定める。

(除籍)

第23条 学院長は、次の各号の一に該当する者につき、これを除籍する。

(1) 正当な事由がなく、所定の期日までに学費を納めない者

(2) 休学期間満了後、10日以内に何等の手續をしない者

(3) 2か月以上も何等の手續をしないで引き続き欠席した者

- (4) 死亡が確認された者
 - (5) 2年以上も快復が困難で、学業の継続ができない疾病と校医が診断した者
 - (6) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
 - (7) 第17条第2項及び第3項に規定する期間を超えた者
 - (8) その他学院長が除籍に該当すると認めた者
- 2 除籍に関する細則は、別に定める。

第8章 入学検定料及び学費

(入学検定料)

第24条 入学検定料は、別表(5)に示すとおりとする。

(学費)

第25条 学費は、別表(5)に示す入学金、授業料、施設設備費のとおりとする。

- 2 いったん納入した学費は、別に定める場合を除き、一切返還しない。
- 3 学費は、社会情勢により、次の年度に進むとき変更することがある。
- 4 学費は、毎年、前期は4月30日までに、後期は10月31日までに所定の額を納入するものとする。
- 5 休学期間中は、休学期間に応じ、授業料及び施設設備費を免除し、在籍料を徴収する。
- 6 学費に関する規程は、別に定める。

第9章 科目等履修生及び聴講生

(科目等履修生)

第26条 本学院において開設する授業科目に対し、本学院学生以外の者から履修申請があったときは、本学院の教育に支障がない限り、選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生の審査料及び学費等は、別表(6)のとおりとする。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第27条 本学院において開設する授業科目に対し、聴講希望があったときは、本学院の教育に支障がない限り、選考の上、聴講生として当該科目の聴講を許可することがある。

- 2 聴講生に関する取扱いは、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第28条 学院長は、学業が特に優秀な者又は学生の模範となる行為をした者について、教師会の議を経て、これを表彰することがある。

- 2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

第 29 条 学院長は、本学院の教育の趣旨に背き、又は学生の本分に反する行為をした者について、教師会の議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、けん責、謹慎、受験停止、停学及び退学とし、学院長がこれを行う。

3 学校教育法施行規則第 26 条第 3 項に基づき、次の各号の一に該当した場合、前項に規定する退学とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学院の秩序を乱し、その他本学院の学生としての本分に反した者

4 懲戒に関する細則は、別に定める。

第 11 章 教職員組織

(教職員組織)

第 30 条 本学院に、学院長、教務主任、専任教員、専任助手、兼任講師、事務職員、その他の職員を置く。

2 本学院の保健看護科に副学院長を置き、その他必要に応じて、副学院長を置くことができる。

3 教務主任は、専任教員の中からこれを定める。

4 第 1 項に規定する者のほか、保健看護科に実習調整者及び必要に応じて学生生活担当者を置く。実習調整者及び学生生活担当者は、保健看護科専任教員の中からこれを定める。

5 第 1 項に規定する専任教員については、臨床検査技師養成科 9 人以上、臨床工学専攻科 4 人以上、管理栄養科 16 人以上、保健看護科 18 人以上（学院長を補佐する専任の看護職員（副学院長）を除く。）を置く。

6 教職員の業務分掌に関する細則は、別に定める。

第 12 章 会議

(会議)

第 31 条 本学院の重要事項を審議するため、次の会議を置く。

(1) 教師会

(2) 運営委員会

(3) 学科会議

(4) 入試判定会議

(5) 単位認定会議

(6) 卒業認定会議

(7) その他学院長が必要と認める会議

2 各会議に関する規程は、別に定める。

第13章 健康診断

(健康診断)

第32条 健康診断は、学校保健安全法第13条の規定に基づき、毎年1回、これを実施する。

2 健康診断に関する規程は、別に定める。

第14章 改廃

(学則の改廃)

第33条 学則の改廃は、運営委員会及び教師会の議を経て、学校法人北里研究所理事会において決定する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 臨床検査技師養成科の昭和61年度以前の入学者には別表(1)―1)の授業科目・授業時数を適用する。

3 臨床検査技師養成科の昭和62年度以降の入学者には別表(1)―2)の授業科目・授業時数を適用する。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

2 第23条(入学検定料)及び第24条(入学金及び授業料)については、昭和63年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 別表(1)―1)を削除し、別表(1)―2)を別表(1)とする。

3 第23条(入学検定料：別表(3)関係)及び第24条(入学金及び授業料：別表(3)関係)は平成元年度入学者から適用する。なお、昭和63年度以前の入学者の授業料等については別表(4)のとおりとする。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 別表(4)を削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第9条(栄養専門課程・栄養科の授業科目及び単位数：別表(2)関係)は平成5年度入学者から適用する。なお、平成4年度以前の栄養科入学者の授業科目及び単位数については別表(2)―2)のとおりとする。
- 3 第24条(入学金及び授業料：別表(3)関係)は平成5年度入学者から適用する。なお、平成4年度以前の入学者の授業料等については別表(3)―2)のとおりとする。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年3月1日から施行する。

ただし、第4条、第9条第2項及び第3項、第14条第1項、第27条第1項及び第2項、第32条は平成7年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第9条(医療専門課程・臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数：別表(1)関係)は平成7年度入学者から適用する。なお、平成6年度以前の臨床検査技師養成科の入学者の授業科目及び単位数については別表(1)―2)のとおりとする。
- 3 別表(1)―2)を削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第9条(栄養専門課程・臨床栄養科の授業科目及び単位数：別表(2)関係)は平成8年度入学者から適用する。

なお、平成7年度以前の栄養科の入学者の授業科目及び単位数は別表(2)―2)のとおりとする。

- 3 平成7年度以前の栄養科の入学者については、当該入学者が入学したときの学則を適用する。
- 4 別表(5)(平成4年度以前の入学者の授業料等)は削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年12月1日から施行する。
- 2 第24条(入学金及び授業料：別表(4)関係)は平成9年度入学者から適用する。
なお、平成8年度以前の入学者の授業料等については別表(4)―2)のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第9条(医療専門課程・臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数：別表(1)関係)は平成9年度入学者から適用する。なお、平成8年度以前の臨床検査技師養成科の入学者

の授業科目及び単位数については別表(1)―2)のとおりとし、平成 6 年度以前の臨床検査技師養成科の入学者の授業科目及び単位数については別表(1)―3)のとおりとする。

- 3 第 9 条(看護専門課程・看護科の授業科目及び単位数：別表(3)関係)は平成 9 年度入学者から適用する。なお、平成 8 年度以前の看護科の入学者の授業科目及び授業時数については別表(3)―2)のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧別表(1)―2)、別表(1)―3)、別表(2)―2)及び別表(3)―2)を削除する。
- 3 第 9 条(医療専門課程・臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数：別表(1)関係)は平成 12 年度入学生から適用する。なお、平成 11 年度以前の臨床検査技師養成科の授業科目及び授業時数については別表(1)―2)のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 25 条(学費)乃至第 27 条(休学期間中の学費)については、平成 13 年度入学者及び在学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧別表(1)―2)を削除する。
- 3 第 9 条(医療専門課程・臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数：別表(1)関係)は平成 15 年度入学生から適用する。なお、平成 14 年度以前の臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数については別表(1)―2)のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条(課程、学科、学生定員、学級数)に掲げる栄養専門課程管理栄養科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

学 科	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
管理栄養科	80 名	160 名	240 名	320 名

- 3 平成 16 年度より栄養専門課程臨床栄養科の学生募集を中止する。
- 4 栄養専門課程臨床栄養科の学生募集の停止にともない、第 4 条(課程、学科、学生定員、学級数)の規定にかかわらず、同学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	平成 16 年度	平成 17 年度
臨床栄養科	200 名	100 名

- 5 第 9 条(栄養専門課程・管理栄養科の授業科目及び単位数：別表(4)関係)は平成 16 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条(課程、学科、学生定員、学級数)に掲げる看護専門課程保健看護科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

学 科	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保健看護科	80 名	160 名	240 名	320 名

- 3 平成 17 年度より看護専門課程看護科の学生募集を停止する。
- 4 看護専門課程看護科の学生募集の停止にともない、第 4 条(課程、学科、学生定員、学級数)の規定にかかわらず、同学科の収容定員は次のとおりとする。

学 科	平成 17 年度	平成 18 年度
看護科	160 名	80 名

- 5 第 9 条(看護専門課程・保健看護科の授業科目及び単位数：別表(6)関係)は平成 17 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧別表(2)を削除する。
- 3 第 9 条(医療専門課程・臨床工学専攻科の授業科目及び単位数：別表(2)関係)は平成 18 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧別表(3)、(5)を削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 旧別表(1)～(2)を削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条(授業科目及び単位数等)に規定する別表(1)～(4)については、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条(授業科目及び単位数)に規定する別表(4)(看護専門課程・保健看護科の授業科目及び単位数)については、平成 24 年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条（授業科目及び単位数）に規定する別表（1）（医療専門課程・臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数）については、平成 28 年度入学者から適用する。

附 則（北学総第 29-07598 号）

- 1 この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条（授業科目及び単位数）に規定する別表（3）（栄養専門課程・管理栄養科の授業科目及び単位数）及び（4）（看護専門課程・保健看護科の授業科目及び単位数）については、2018 年度入学者から適用する。

附 則

（北学総第 2021-09149 号）（北学総第 2021-10906 号）（北学総第 2022-01167 号）
（施行期日、適用）

- 1 この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条（授業科目及び単位数）に規定する別表（1）（医療専門課程・臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数）及び別表（4）（看護専門課程・保健看護科の授業科目及び単位数）については、2022 年度入学者から適用する。

附 則

（北学総第 2023-13887 号）（北学総第 2023-13903 号）

- 1 この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 2024 年度より医療専門課程臨床検査技師養成科、栄養専門課程管理栄養科、看護専門課程保健看護科の学生募集を停止する。
- 3 医療専門課程臨床検査技師養成科、栄養専門課程管理栄養科、看護専門課程保健看護科の学生募集停止に伴い、第 4 条（課程、学科、収容定員、学級数）の規程にかかわらず、同学科の収容定員及び学級数は次のとおりとする。

学科	2025 年度		2026 年度	
	収容定員	学級数	収容定員	学級数
臨床検査技師養成科	80	2 学級		
管理栄養科	160	各学年 2 学級 計 4 学級	80	2 学級
保健看護科	160	各学年 2 学級 計 4 学級	80	2 学級

附 則

（北学総第 2024-13666 号）
（施行期日、適用）

- 1 この学則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条（授業科目及び単位数）に規定する別表（2）（医療専門課程・臨床工学専攻科の授業科目及び単位数）については、2025 年度入学者から適用する。

別表(1) (第9条関係) 医療専門課程・臨床検査技師養成科の授業科目及び単位数

教育内容		科目名	単位数	時間数	教育内容	専門分野		単位数	時間数	
基礎分野	科学的 基盤 的思考	英語Ⅰ	1	30	尿・ 糞便 等 一般 検査	臨床基礎検査学		1	30	
		英語Ⅱ	1	30		臨床基礎検査学実習		1	45	
		バイオサイエンスⅠ	1	30		寄生虫学		1	30	
		バイオサイエンスⅡ	1	30		尿・糞便等一般検査学特論		1	30	
	人間 と生 活・ 理 解・ 社 会	医療倫理学	2	30	生 化 学 的 検 査・ 免 疫 学 的 検 査	臨床化学Ⅰ		1	30	
		臨床心理学	2	30		臨床化学Ⅱ		1	30	
		社会学	2	30		生体分析化学実習		2	90	
		現代社会とメンタルヘルス	2	30		免疫検査学Ⅰ		1	30	
		スポーツと健康Ⅰ	1	30		免疫検査学Ⅱ		1	30	
		スポーツと健康Ⅱ	1	30		免疫検査学特論		1	30	
計		14	300	生化学検査学特論			1	30		
専門基礎分野	人体 の 構 造 と 機 能	解剖生理学Ⅰ	1	30	遺 伝 子 ・ 染 色 体 検 査	遺伝子染色体検査学		1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30		遺伝子染色体検査学実習		1	45	
		解剖生理学Ⅲ	1	30		遺伝子染色体検査学特論		1	30	
		解剖生理学Ⅳ	1	30	輸 血 ・ 移 植 検 査	輸血移植検査学Ⅰ		1	30	
		解剖生理学Ⅴ	1	30		輸血移植検査学Ⅱ		1	30	
		生化学Ⅰ	1	30		輸血移植検査学実習		1	45	
		生化学Ⅱ	1	30		輸血移植検査学特論		1	30	
		生化学Ⅲ	1	30	微 生 物 学 的 検 査	臨床微生物学Ⅰ		1	30	
	臨 床 検 査 と の 関 連	病理学	1	30		臨床微生物学Ⅱ		1	30	
		微生物学	1	30		臨床微生物学実習		2	90	
		メディカルケア概論	1	15		臨床微生物学特論		2	60	
		基礎医学実習	2	90	生 理 学 的 検 査	生理機能検査学Ⅰ		1	30	
	保 健 医 療 福 祉 と 臨 床 検 査	医学概論	1	15		生理機能検査学Ⅱ		1	30	
		公衆衛生学Ⅰ	1	30		生理機能検査学Ⅲ		1	30	
		公衆衛生学Ⅱ	1	30		生理機能検査学Ⅳ		1	30	
		保健看護学概論	1	15		生理機能検査学実習Ⅰ		1	45	
	医 療 工 学 情 報 及 び 医 療 と の 関 連	医用工学概論	1	30		生理機能検査学実習Ⅱ		1	45	
		医用工学実習	1	30		画像検査学		1	30	
		情報科学概論	1	30		画像検査学実習		1	45	
		検査機器学	1	30		生理検査学特論		2	60	
	計		21	615	臨 床 検 査 と 総 合 管 理 学	検査管理学Ⅰ		1	30	
専門分野	病 態 学	臨床医学総論	1	30		検査管理学Ⅱ		1	30	
		臨床病態学Ⅰ	1	30		精度保証管理学Ⅰ		1	30	
		臨床病態学Ⅱ	1	30		精度保証管理学Ⅱ		1	30	
		病態解析学	1	30		臨床検査総合管理学特論		2	60	
		チーム医療論	1	30	医 療 安 全 管 理 学	医療安全管理学		1	30	
		チーム医療演習	1	30		医療安全管理学演習		1	15	
		病態学特論	1	30	臨 床 実 習 地	臨床実習		11	440	
						臨床検査総合実習		1	45	
	血 液 学 的 検 査	血液検査学Ⅰ	1	30	計		73	2,510		
		血液検査学Ⅱ	1	30	必修総計		108	3,425		
		血液検査学実習	1	45	科 選 目 次	基 礎 的 分 野 の 考 察	数学		2	30
		凝固止血検査学	1	30						
		凝固止血検査学実習	1	45		臨 床 専 門 的 分 野 の 考 察	医療統計学		1	30
		血液検査学特論	1	30			選択合計		3	60
	病 理 学 的 検 査	病理細胞検査学Ⅰ	1	30						
		病理細胞検査学Ⅱ	1	30						
		病理細胞検査学実習Ⅰ	1	45						
		病理細胞検査学実習Ⅱ	1	45						
		病理検査学特論	1	30						

別表（２）（第９条関係） 医療専門課程・臨床工学専攻科の授業科目及び単位数

教育内容					教育内容					
科目名		単位	時間		科目名		単位	時間		
専門基礎分野	人体の構造及び機能	解剖生理学Ⅰ	2	30	専門分野	医用生体工学	医用工学	2	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	15			生体物性工学	2	30	
		臨床生理学	1	15			医用材料工学	2	30	
		生化学	1	15			医用生体工学特論	1	30	
		基礎医学実習	1	45			医用機器学及び臨床支援技術	医用機器学概論	1	15
	臨床工学に必要な医学的基礎	医学概論	1	15		医用治療機器学		2	30	
		公衆衛生学	1	15		医用治療機器学実習		1	45	
		病理学総論	1	15		生体計測装置学		2	30	
		臨床生化学	1	15		生体計測装置学実習		1	45	
		臨床免疫学	1	15		臨床支援技術学		2	30	
		臨床薬理学	1	15		臨床支援技術学実習		1	45	
		チーム医療概論	1	15		医用機器学及び臨床支援技術学特論		1	30	
		チーム医療演習	1	15		生体機能代行技術学		呼吸代行技術学Ⅰ	1	15
		関係法規	1	15				呼吸代行技術学Ⅱ	2	30
		臨床工学に必要な理工学的基礎	応用数学	2			30	代謝代行技術学Ⅰ	1	15
	電気工学Ⅰ		2	30			代謝代行技術学Ⅱ	2	30	
	電気工学Ⅱ		2	30			循環代行技術学Ⅰ	1	15	
	電子工学Ⅰ		2	30			循環代行技術学Ⅱ	2	30	
	電子工学Ⅱ		2	30			代行装置学実習Ⅰ	1	45	
	電気電子工学実習Ⅰ		1	45			代行装置学実習Ⅱ	1	45	
	電気電子工学実習Ⅱ		1	45		生体機能代行技術学特論	1	30		
	電気電子工学		1	30		医療安全管理学	医療安全管理学Ⅰ	1	15	
	医用電気電子工学演習		1	30			医療安全管理学Ⅱ	1	15	
	計測工学		1	15			医療安全管理学Ⅲ	1	15	
	機械工学Ⅰ		2	30			医療安全管理学Ⅳ	1	30	
	機械工学Ⅱ		1	15			医療安全管理学実習	1	45	
	医用機械工学演習		1	30			医用安全管理学特論	1	30	
	臨床工学の技術に必要となる医療情報学の基礎		システム工学	1		15	関連臨床医学	臨床医学総論Ⅰ	1	30
		情報処理工学Ⅰ	1	15		臨床医学総論Ⅱ		1	30	
		情報処理工学Ⅱ	1	15		臨床医学総論Ⅲ		1	30	
		医療情報学	2	30		臨床医学総論Ⅳ		1	30	
		システム情報処理実習	1	45		臨床医学総論Ⅴ		1	30	
		医用情報システム演習	1	30		臨床医学総論Ⅵ		1	30	
						臨床医学特論		1	30	
	計			41		795		臨床実習	臨床実習 (血液浄化療法関連実習1単位、呼吸療法関連実習及び循環器関連実習2単位、治療機器関連実習及び医療機器管理業務実習2単位を含む)	7
						計	50		1,215	
				総計	91	2,010				

別表（３）（第９条関係） 栄養専門課程・管理栄養科の授業科目及び単位数

教育内容		科目名	単位数	時間数	教育内容		科目名	単位数	時間数		
基礎分野	社会科学	基礎演習	1	30	専門分野	基礎栄養学	基礎栄養学	2	30		
		北里の初年次教育	1	30			基礎栄養学実習	1	45		
		栄養管理導入演習	1	30			応用栄養学	栄養学演習	1	30	
		臨地実習導入教育	1	30		応用栄養学Ⅰ		2	30		
		チーム医療論	2	30		応用栄養学Ⅱ		2	30		
		キャリアデザイン演習	1	30		応用栄養学Ⅲ		2	30		
		心理学	2	30		応用栄養学演習		1	30		
		社会学	2	30		応用栄養学実習	1	45			
		福祉学	2	30		栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2	30		
		教育学	2	30			栄養教育論Ⅱ	2	30		
		歴史学	2	30			栄養教育特論	1	15		
		経済学	2	30			栄養教育論実習	1	45		
		カウンセリング論	2	30			栄養教育演習	1	30		
	自然科学	化学	2	30		臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2	30		
		化学実習	1	45			臨床栄養学Ⅱ	2	30		
		有機化学	2	30			臨床栄養学Ⅲ	2	30		
		生物学	2	30			臨床栄養学Ⅳ	2	30		
		数学	2	30			臨床栄養学演習Ⅰ	1	30		
		コンピューター入門	1	45			臨床栄養学演習Ⅱ	1	30		
情報科学実習		1	45	臨床栄養学実習			1	45			
医療統計学	1	30	栄養補給法実習	1			45				
外国語	英語	2	30	公衆栄養学		公衆栄養学Ⅰ	2	30			
体育健康	体育健康科学	2	30			公衆栄養学Ⅱ	2	30			
	体育実技	1	30			公衆栄養学実習	1	45			
計		38	765			公衆栄養学演習	1	30			
専門基礎分野	社会・環境と健康	公衆衛生学Ⅰ	2	30	理論・給食経営管理	給食経営管理	給食経営管理論Ⅰ	2	30		
		公衆衛生学Ⅱ	2	30			給食経営管理論Ⅱ	2	30		
		公衆衛生学特論	1	15			給食経営管理論実習	2	90		
		公衆衛生学演習	1	30			給食経営管理演習	1	30		
		公衆衛生学実習	1	45		総合演習	総合演習（１）	1	30		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	医学概論	2	30			総合演習（２）	1	30		
		人体構造機能学Ⅰ	2	30			卒業研究	4	180		
		人体構造機能学Ⅱ	2	30			卒業演習	1	30		
		人体構造機能学演習	1	30	実地演習	臨地実習Ⅰ（病院・老健・特定給食施設）：給食の運営	1	45			
		人体構造機能学実習	1	45					臨地実習Ⅱ（病院）：臨床栄養管理	3	135
		生化学Ⅰ	2	30							
		生化学Ⅱ	2	30	計		55	1,455			
		生化学演習	1	30	総計		148	3,435			
		生化学実習	1	45	選択科目	専門基礎分野	医薬品と食品	1	15		
		分子生物学	2	30			臨地実習Ⅲ（保健所・保健センター）	1	45		
		疾病の成り立ちⅠ	2	30			計	2	60		
		疾病の成り立ちⅡ	2	30							
		疾病の成り立ち演習	1	30							
		微生物学	2	30							
		運動生理学	2	30							
	食べ物と健康	調理学	2	30							
		調理科学	2	30							
		調理科学実習	1	45							
		基礎調理学実習	1	45							
		応用調理学実習	1	45							
		食品学Ⅰ	2	30							
		食品学Ⅱ	2	30							
		食品学Ⅲ	2	30							
		食品学実習	1	45							
		食品加工学	2	30							
		食品加工学実習	1	45							
		食品衛生学	2	30							
		食品衛生学実習	1	45							
		食品学演習	1	30							
		食べ物と健康演習	1	30							
		食事計画・献立作成実習	1	45							
計		55	1,215								

別表（４）（第９条関係） 看護専門課程・保健看護科の授業科目及び単位数

教育内容		科目名	単位	時間	教育内容	科目名	単位	時間			
基礎分野	人間と生活・科学的思考の理解	情報通信技術(ICT)	1	30	地域・在宅看護論	在宅看護論	1	30			
		生命倫理学	1	15		在宅ケア方法論	1	30			
		心理学	1	15		在宅看護援助論	1	30			
		教育学	1	15		専門職連携論	1	30			
		対人関係論	1	30	公衆衛生看護学	公衆衛生看護学総論	2	30			
		法と暮らし	1	15		公衆衛生看護学各論	2	60			
		まちづくり論	1	15		グループ・組織支援方法論	1	30			
		ボランティア活動論	2	30		グループ支援演習	1	30			
		国際交流論	1	15		地域/コミュニティ・アセスメント技術論	1	30			
		生涯発達論Ⅰ	1	30		地域/コミュニティ・アセスメント演習	1	30			
		生涯発達論Ⅱ	1	30		ハイリスク事例支援論	1	30			
		教養総合	1	15		ハイリスク事例支援演習	1	30			
		医療英語	1	15		健康危機管理論	2	30			
		計		14		270	公衆衛生看護管理論	1	30		
専門基礎分野	疾病の回復の促進と機能	看護形態機能学Ⅰ	2	30		健康危機管理・公衆衛生看護管理演習	1	30			
		看護形態機能学Ⅱ	2	30		PDCA展開演習	2	60			
		看護形態機能学Ⅲ	2	30	成人看護学	成人看護学総論	1	15			
		病態生理学	1	30		クリティカルケア看護	1	30			
		感染症学	1	30		周術期看護	1	30			
		栄養生化学	1	30		セルフマネジメント支援論	1	30			
		疾病・治療各論Ⅰ	2	30	老年看護学	老年看護学総論	2	30			
		疾病・治療各論Ⅱ	2	30		疾患・症状別看護Ⅰ ※1	1	30			
		疾病・治療各論Ⅲ	2	30		疾患・症状別看護Ⅱ ※1	1	30			
		臨床薬理学	1	15		疾患・症状別看護Ⅲ ※1	1	30			
	社会健康支援と保健制度	公衆衛生学	2	30	小児看護学	母子看護学総論 ※1	2	30			
		地域共生・包括ケアシステム論	2	30		小児看護学援助論	1	30			
		保健医療福祉行政論Ⅰ	2	30		小児看護展開論	1	15			
		保健医療福祉行政論Ⅱ	2	30	母性看護学	リプロダクティブヘルスケア論	1	30			
	健康現象の疫学と統計	健康政策形成演習	1	30		周産期看護学援助論	1	30			
		保健統計・疫学演習	2	60		周産期看護展開論	1	15			
	計		29	525	精神看護学	精神看護学総論	2	30			
	専門分野	基礎看護学	看護学概論	2		30	精神健康障害支援論	1	30		
看護共通技術			2	60		精神健康障害支援演習	1	30			
日常生活援助技術			2	60	看護の統合と実践	チーム医療論	1	30			
診療補助技術			2	60		看護マネジメント論	1	30			
ヘルスアセスメント方法論Ⅰ			1	30		看護マネジメント実践演習	1	30			
ヘルスアセスメント方法論Ⅱ			1	30		看護倫理	1	30			
看護展開論Ⅰ			1	30		国際看護学総論	1	15			
看護展開論Ⅱ			1	30		看護研究	1	30			
家族看護学 ※1			1	30		看護総合特論	1	30			
ターミナルケア論 ※1			1	30	臨地実習	生活者理解実習	1	45			
医療安全			1	30		日常生活支援実習	2	90			
選択科目			基礎分野	生物学		1	15	介護予防実習	2	90	
				物理学		1	15	訪問看護展開実習	2	90	
				情報処理の基礎		1	15	専門職連携実習	1	45	
	統計の基礎数学	1		15		コミュニティ・アセスメント実習	2	90			
	選択合計			4		60	公衆衛生看護活動展開・看護管理実習	3	135		
							看護展開基礎実習	2	90		
							ヘルスアセスメント実習	1	45		
							セルフマネジメント支援実習	2	90		
							クリティカルケア看護実習	2	90		
							母子看護実習Ⅰ ※1	2	90		
							母子看護実習Ⅱ ※1	2	90		
							障がい者支援実習	2	90		
							看護マネジメント実習	2	90		
							計	90	2,880		
							必修総計	133	3,675		

※1 領域を横断する科目

教育内容		科目名	単位	時間	領域を横断する科目の内訳			
					専門分野			
					成人看護学	老年看護学	小児看護学	母性看護学
専門分野	基礎看護学	家族看護学	1	30	0.25	0.25	0.25	0.25
		ターミナルケア論	1	30	0.25	0.25	0.25	0.25
	老年看護学	疾患・症状別看護Ⅰ	1	30	0.5	0.5		
		疾患・症状別看護Ⅱ	1	30	0.5	0.5		
		疾患・症状別看護Ⅲ	1	30	0.5	0.5		
	小児看護学	母子看護学総論	2	30			1.5	0.5
	臨地実習	母子看護実習Ⅰ	2	90			1.5	0.5
		母子看護実習Ⅱ	2	90			0.5	1.5
				計	2	2	4	3

別表（５）（第25条関係）

入学検定料及び学費

	臨床検査技師養成科	臨床工学専攻科	管理栄養科	保健看護科
入学検定料	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

	臨床検査技師養成科	臨床工学専攻科	管理栄養科	保健看護科
※入 学 金	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
授 業 料	1,100,000円	1,050,000円	900,000円	1,100,000円
施設設備費	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
合 計	1,400,000円	1,350,000円	1,200,000円	1,400,000円

※は入学年度のみ納入を表す。

別表（６）（第26条関係）

科目等履修生の審査料及び学費等

審 査 料	10,000円
登 録 料	12,500円
※科目等履修料	(30時間) 25,000円

※本学院卒業生の科目等履修料は、30時間当たり20,000円とする。